

建設省厚発第262号
建設省技調発第131号
平成6年6月21日

最終改正 平成16年6月30日 国地契第12号
国官技第54号
国営計第37号

各地方整備局総務部長 あて
各地方整備局企画部長 あて

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長

一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について

一般競争入札方式の実施については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号。以下「官房長通達」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

記

1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、別紙1又は別紙2に示す標準的日数を参考とすること。

2 競争参加資格について

官房長通達記3の競争参加資格として、同記3(1)②及び③に基づく競争参加資格に代えて次の(1)及び(2)に掲げる事項を競争参加資格とするとともに、(3)に掲げる事項を競争参加資格とすることができること。

- (1) ○○地方整備局における○○工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (2) ○○地方整備局における○○工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、○○○○点以上であること（上記(1)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が○○○○点以上であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（上記(1)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 競争参加資格における同種工事施工実績及び同種工事経験について

- (1) 官房長通達記3(1)④及び⑤の「国土交通省の所掌する工事のうち一定のもの」とは、次に掲げる工事（平成8年4月1日以降に完成したものに限る。）をいうこと。
 - ① 大臣官房官庁営繕部所掌の工事
 - ② 地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）
- (2) 官房長通達記3(1)④及び⑤の「一定の点数」とは、65点をいうこと。

4 競争参加資格の決定及び確認について

地方整備局長は、競争参加資格の決定及び確認を行うに当たり、「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号）記5(2)の技術審査会を活用すること。

5 入札説明書の交付について

入札参加者が見積りを行うために必要な図面及び仕様書は、すべて官房長通達記5の入札説明書として交付すること。ただし、数量算出根拠や施工のために必要となる図面については、競争参加資格を確認した者に対して、追加して交付することができること。

6 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について

- (1) 官房長通達記6の競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料並びに同記10の競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (2) 官房長通達別添2（標準入札説明書例）7(4)の「工事成績評定通知書」とは、次に掲げるものをいうこと。
 - ① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
 - ② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
 - ③ 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
 - ④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
 - ⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- (3) 評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、官房長通達別添2（標準入札説明書例）記7(4)の規定により提出すべき工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付すること。
- (4) 官房長通達記7(2)の同記7(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類としては、当面、同記7(1)①の同種の工事の施工実績として記載された工事に係る契約書の写しを求めること。ただし、この場合において、当該同種の工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム

(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要がないとの取扱いをすること。

7 競争参加資格確認資料作成説明会及び現場説明会について

官房長通達記8の競争参加資格確認資料作成説明会及び同記12の現場説明会は、本局の他に工事担当事務所においても行うことができること。

8 質問に対する回答書について

官房長通達記13(1)の質問書の回答書の閲覧場所は、閲覧室等所定の場所を利用すること。

9 入札の執行について

- (1) 入札参加者が全員、開札に立ち会うことができるよう十分な場所を確保すること。
- (2) 入札会場の入口において、総務部契約課の職員が入札参加者から競争参加資格確認の結果の通知書の写しの提出を求めること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させること。
- (3) 工事費内訳書については、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が提出を求めること。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させること。

10 技術者の配置について

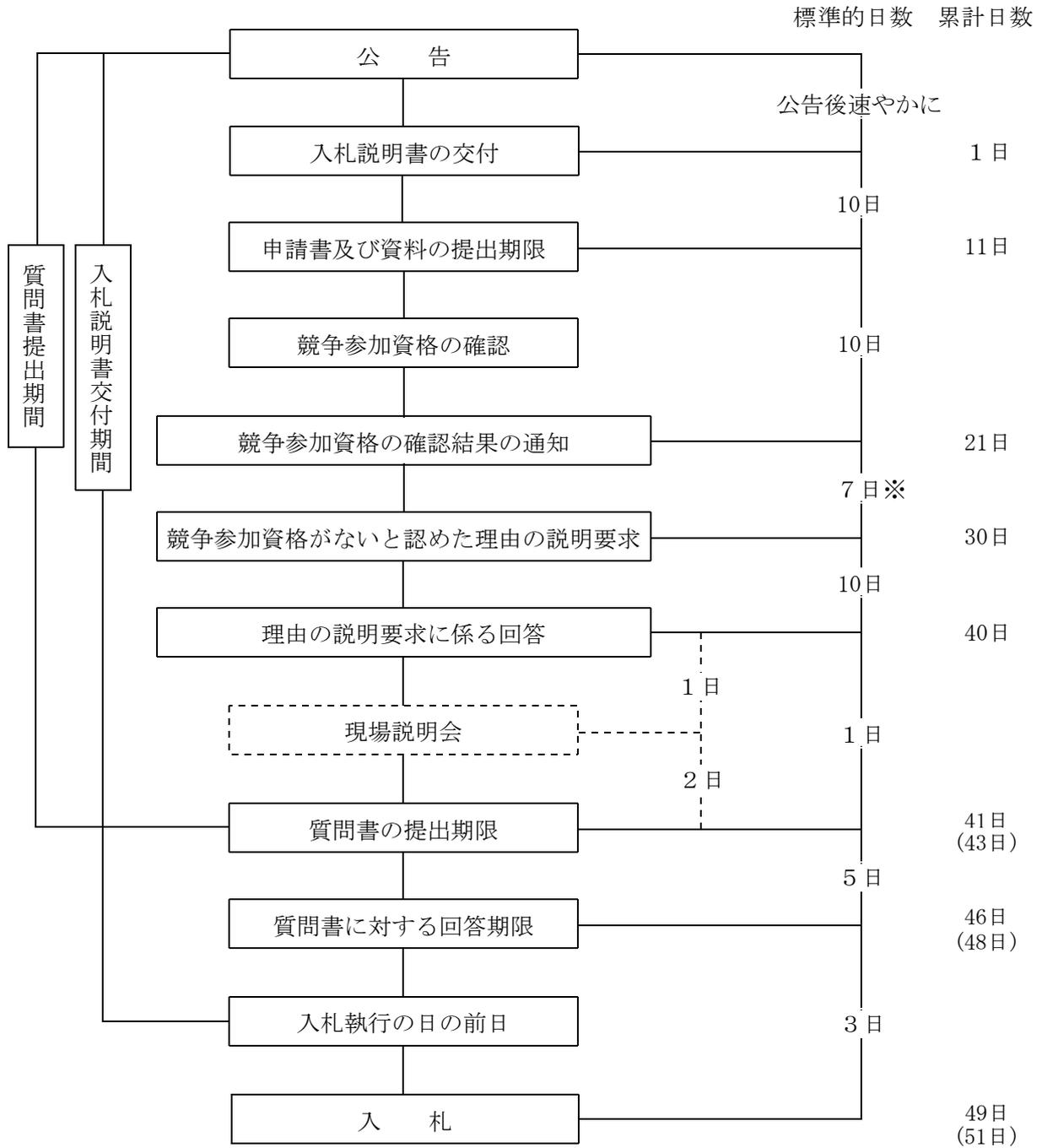
官房長通達記19(5)の措置については、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）5.2に基づき行うこと。

11 特定建設工事共同企業体により一般競争を行わせる場合の取扱い

- (1) 特定建設工事共同企業体により一般競争を行わせる場合の手続の運用に当たっては、別紙3に示す標準的日数を参考とすること。
- (2) 官房長通達記2の公告と、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号。以下「共同企業体通達」という。）記第1の3(1)の公示は、同一の日に官報により行うこと。
- (3) 特定建設工事共同企業体により一般競争を行わせる場合においては、共同企業体通達記第1の3(2)により特定建設工事共同企業体としての認定を受けていることを競争参加資格とすること。
- (4) 官房長通達記3により競争参加資格として定める同種の工事の施工実績並びに配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験は、共同企業体通達記第1の2(3)により定める構成員の技術的要件等と整合がとれたものとする。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、工事の技術的難易度が比較的低い場合、当該工事の内容により、施工した工事に係る構造物等の施工実績を適切な規模に設定することや、元請としての施工実績について単体又は特定建設工事共同企業体における代表者での実績を評価するなど、建設業者の適切な施工能力の確保を図るものとする。

別紙 1

【標準タイプ】

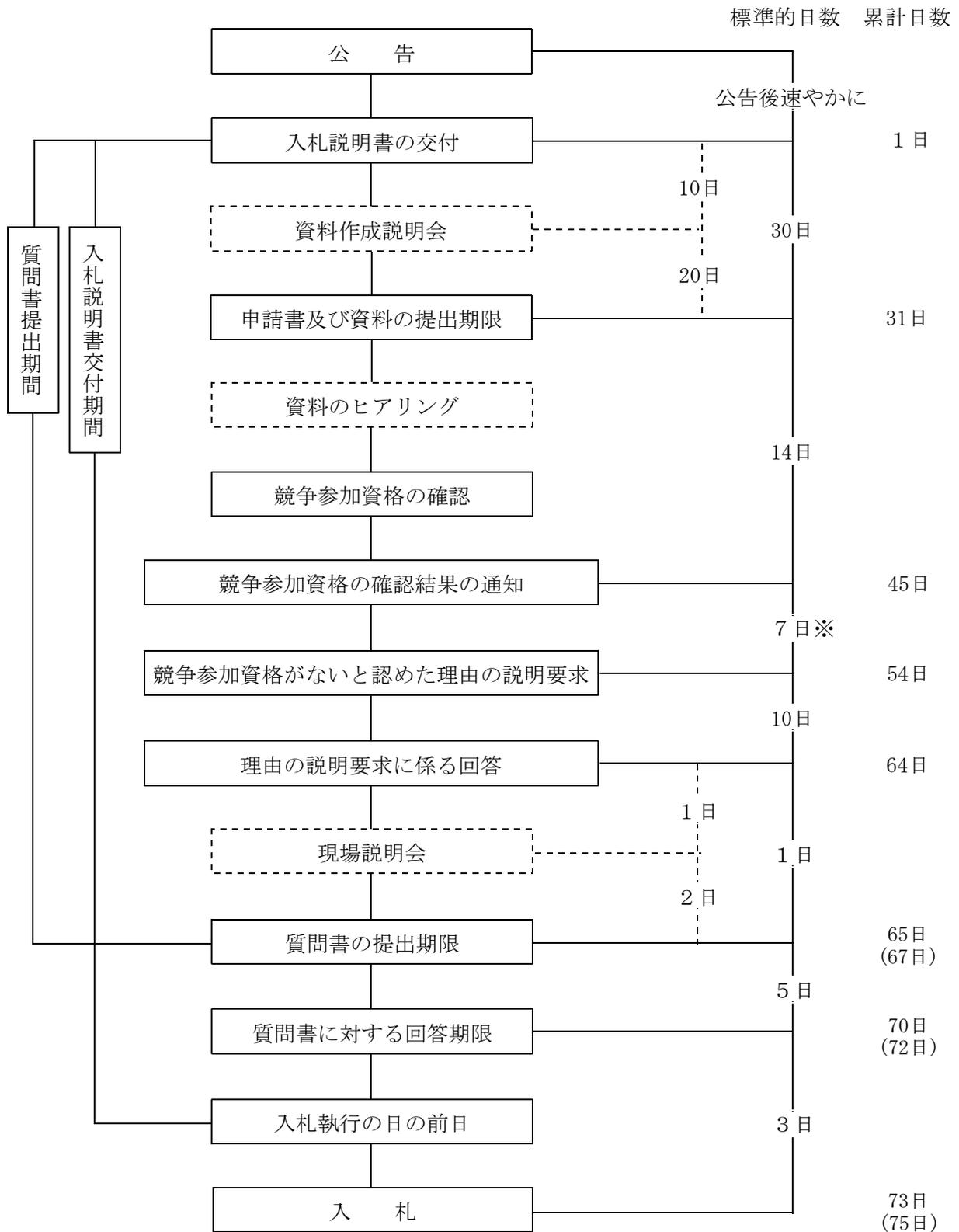


(注) ※は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

() 内は、現場説明会を行う場合。

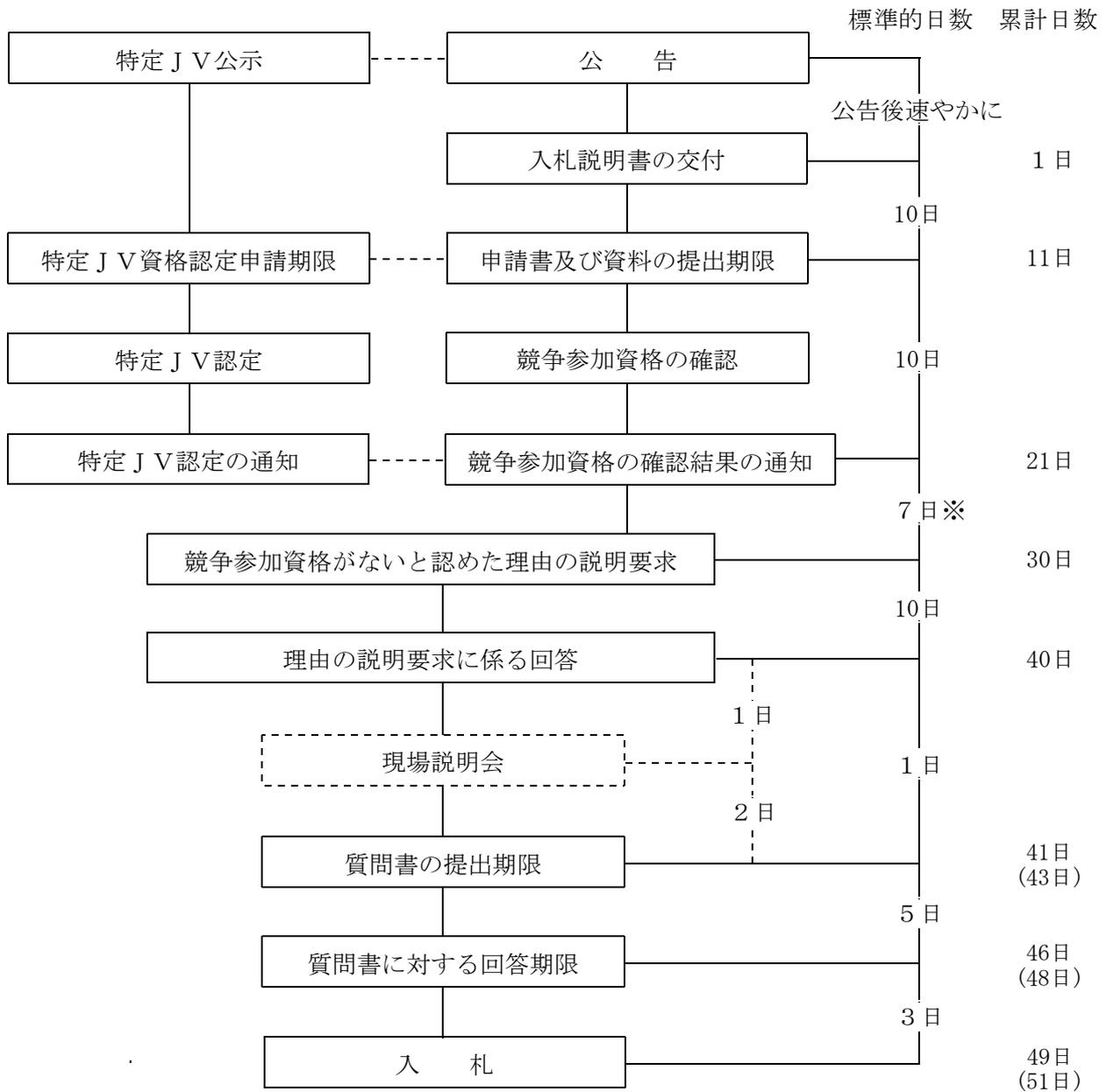
別紙 2

【施工計画審査タイプ】



別紙 3

【標準タイプ（特定建設工事共同企業体）】



(注) ※は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

() 内は、現場説明会を行う場合。